

② 小規模事業者登録を受け付けます

問・申 財政課(内線 220) 〒309-1792 笠間市中央 3-2-1

令和 8~11 年度の小規模事業者登録の受け付けを行います。この制度は、市内の事業者の小規模事業者として登録をしていただくことにより、受注機会を拡大するものです。

なお、令和 4~7 年度の名簿に登録されている事業者の登録有効期限は、本年 3 月 31 日までとなっていますので、引き続き登録を希望する方は、改めて申請手続きをお願いします。
対象となる小規模工事など 予定価格が次の範囲内のものを対象とします。

建設工事：200 万円未満 業務委託：100 万円未満

物品購入：150 万円未満 賃貸借：80 万円未満

登録できる方 市内に本店があり、入札参加資格者名簿に登録されていない方

※入札参加資格者名簿と小規模事業者登録名簿の両方に、同じ業務区分(建設工事、建設コンサルタントなどの業務委託、物品販売・役務の提供など)で登録することはできません。

申込開始 3 月 2 日(月) から(土日・祝日を除く)

午前 9 時~午後 5 時(正午~午後 1 時を除く)

有効期間 令和 8 年 4 月 1 日~令和 12 年 3 月 31 日

申込方法 窓口で直接または郵便でお申し込みください。提出要項および申請書などは、窓口に備え付けまたは右の二次元コードからご確認ください。



詳しくはこちら

③ 自転車の交通反則通告制度が開始します

問 危機管理課(内線 134)

道路交通法の改正により、4 月から自転車にも交通反則通告制度(いわゆる青切符)が適用されます。対象は 16 歳以上の自転車運転者です。

警察官が自転車の交通違反を認知したとき、その違反が交通事故の原因となるような歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であった場合は検挙されます。

【交通反則通告制度とは】

運転者が一定の違反行為をした場合、一定期間内に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が終了されるという制度です。

【交通反則通告制度(青切符)により検挙される違反例】

- ・信号無視 6,000 円
- ・携帯電話使用等(保持) 12,000 円
- ・遮断踏切立ち入り 7,000 円 など

※酒酔い運転など重大な違反をしたとき、または交通事故を起こしたときは、刑事手続き(赤切符)で検挙されます。

交通ルールを守って安全運転を心がけましょう。